

令和5年第6回

駒ヶ根市農業委員会

総会議録

令和5年6月26日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (15名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 (欠員)	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 真武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(3名)

1番 村上 英登	4番 北澤 満	7番 森 武雄
----------	---------	---------

○ 事務局職員出席者

事務局長	市村 義美
次 長	山本 孝浩
主 査	出口 大悟
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第32号 農用地利用集積計画の内容変更について（農地中間管理事業）

議案第33号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

議案第34号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）

駒ヶ根市農業委員会総会規則第15条の規定によりここに署名する。

会長

議事録署名人 17番 (中嶋)

議事録署名人 18番 (滝沢)

開会 令和5年6月26日 午後3時00分
局長 (市村 義美君)
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
それでは定刻となりましたので、ただいまから令和5年第6回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

まず初めに氣賀澤会長より挨拶をお願いいたします。
会長 (氣賀澤 道雄君)
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
熱い日が続きまして、農作業も大変かと思います。
御存じのように、5月末に市の再生協議会及び営農センターの総会がここで開かれるというような形で、各会議等が行われる状態になったということで、以前に戻ってきました。ウイズコロナの活動も始まって、農業委員会、また農業委員の皆さんには忙しい活動をしていくっていただく形になると思いますので、よろしくお願ひいたします。

そんな中で、6月16日に上伊那の協議会がありました。その中で、理事以外なんですけれども、箕輪と伊那のほうで——箕輪町は県外業者、それから伊那市は多分地元の県内の業者だと思いますけれども、営農型の太陽光発電の開業がかなり推し進められているようです。箕輪町のほうは町の事業のような形で説明会を開いたりしているみたいですし、伊那のほうは1年目から何百万だか何千万円の利益が出るような事業計画を立てた形で指名してくるというような形のものが出てきているようです。

内容については具体的なものが出ていませんので何とも言えませんけれども、駒ヶ根のほうにも出てくる可能性はあると思いますので、皆さん、また注意して情報等を取っていただければありがたいと思っております。

また、今日を含めましてあと2回のこのメンバーでの農業委員会総会となりますので、また忌憚のない意見をいただいて審議をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

局長 (市村 義美君)
ありがとうございました。
では、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を、本日は12番の宮下修委員さん、よろしくお願ひします。

12番 (宮下 修君)
改めまして、御苦労さまでございます。
特別に一言ということは考えておりませんでしたけど、ここ1年半、2年近くなるんですけど、ちょうど私の近くに新規就農で埼玉のほうから家族で移住

してきたという40代の家族をずっと見ておるわけですけど、地区の事業だとか会合とかには積極的に出てきていただいている。

また、下平という地籍で、確かに平らなところが多いんでいいのかなあっていう気がしたんですけど、今はアスパラを作ったりネギを植えたりしているんですけど、とにかく砂利の圃場というところで、圃場を作るだけでも、重機を使って石を出して、その石をどこかへ持っていくかなきやいけないと、近くで駐車場にしたいっていうようなところに石を捨てさせてもらうとかいうように話をしたりしています。

そこを2年ほどずっと見守ってきたんですけど、よく話をするのは、百姓をやってみて草刈りや草取りが一番大変だと、草に対する知識が何もなくて、やはりその辺を甘く見ていたのかなあと、そんなように感じます。

それから、自分のうちでアスパラとネギを作っていますけど、ほかの野菜を一切作っていなくて、やっぱり専業農家といえども野菜を買って毎日を暮らしているっていう感じでして、私のところでキャベツだとか白菜とかタマネギ等、少しですけど取れたときは持っていきながら話をしたりして様子を見ていたんです。

随分、アスパラにしても、3年目のやつを植えて、今年なんかはもうある程度出荷ができたということで大変喜んでいましたし、ネギは作って1年目から随分よかったです。

それから、米も自分で田んぼを借りて作っているわけですけれども、通販っていうことではないんですけども、それもやっぱり自分の出身の地元のほうの方々に送って売っているということで、ちょっと値段を聞いたら、いい値段で売れているなど、やっぱり私が作って農協へ出している米の値段より相当いい値段で売れているなというところで、やっぱりそういう面も苦労しています。

ただ、一番困ったのは冬場の仕事がないということで、露地栽培のものですので、長野県でやっているとやっぱり冬場の仕事が少ないとということで、大変なので、ちょっと勤めを紹介したりして、ここ2年ほどお付き合いをしてきました。

家族もみんな地区のほうへも溶け込んで、子どもたちも元気に育っているので、大変よかったです、こんなように思っておる次第でございます。

以上であります。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより令和5年6月1日付、告示第6号をもって招集した令和5年第6回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数15名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

なお、1番 村上英登委員、4番 北澤満委員、7番 森武雄委員から欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において17番中嶋隆委員、18番 滝沢久美子委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

南割区、[REDACTED]の北1筆1,280m²になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

3-1との一体的な経営を予定しております。

南割区、[REDACTED]の北3筆4,841m²になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては3ページ左側を御覧ください。

3—3で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の南西1筆152mになります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上3件につきまして、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

5番 (堺澤 務君)

1番2番は一緒ですので、まとめて説明したいと思います。

1番と2番ですが、一番の上の3—1の部分と横の部分を水田として、その下2枚を麦畑として、現在も借り受けで農業している方です。それで、今般購入するっていうことで、特に問題はありません。

以上です。

6番 (田村 晴男君)

3番ですが、5月30日だったかな、菅沼推進委員さんと御一緒に確認させていただきました。

もともと遠縁に当たる親戚筋の譲受人と譲渡人でございますけれども、どちらかというと、譲渡人が年を取ってとてもやり切れないでそっちのうちで作ってくれやということでお願いをしたような形になっています。

それで、地図にある[REDACTED]さんっていうのが譲受人でございます。譲渡人は地図の上のはうに家がありますので、どちらかというと作ってもらうには一番近い人であるということでお願いをして、畑として作っていただくようになっておりますので、特別問題ないと判断しました。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

- 10番 (春日 知也君)
資料の中の1番2番、譲受人の [] さんのところの耕作面積が入っていない
いんですが……。
- 5番 (堺澤 務君)
借りて作っていたんで耕作面積はなくて、この部分だけを耕作している方で
す。
- 10番 (春日 知也君)
ああ、そういうことですか。
- 5番 (堺澤 勡君)
それで、前は面積の基準があったんで買うことができなくていたっていう方
です。
- 10番 (春日 知也君)
はい。分かりました。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますか。
- 主査 (出口 大悟君)
すみません。事務局から補足の説明をお願いします。
本来であれば貸し借りの場合でも耕作面積には数字が入るんですけども、
今回の [] さんは何か権利を設定して借りていた等ではなくて、あくまで相
対という形で借りて耕作をされていたので、こちらに数字は入っていないとい
うものであります。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
ほかに何かありますか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは議案第29号について原案どおり可決することに御異議ございま
んか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第29号 農地法第3条の規定による
許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主査

(出口 大悟君)

それでは議案書4ページをお開きください。

農地法第4条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては5ページに左側を御覧ください。

4-1で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED]の南1筆58m²になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地。

理由でございますが、申請人は自宅の敷地内に自家用車の駐車場を設ける敷地がないことから以前より駐車場用地として当地を使用していたが、農地法の許可を得ないまま現在まで使用していたため、今回手続を取り、引き続き駐車場用地として使用したいというものです。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては3種、上下水道管埋設、近くに[REDACTED]、[REDACTED]ありということでございます。

一体的な利用を予定している敷地において5条申請がございますので、後ほど御説明いたします。

以上1件につきまして、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

(氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いいたします。

12番

(宮下 修君)

1番です。倉田さんのお宅なんですけれども、[REDACTED]のすぐ北側になります。

東側に細い道路があるわけですが、自分の自宅の敷地内では駐車場が確保できないということで、何十年も前から、転作が始まったときから、この部分はもともと[REDACTED]だったわけですけれども、子どもたちも大きくなったりして車が必要だということで許可を得ずに埋めて駐車場に利用していたということです。

実際に宮澤推進委員さんと6月上旬に行って[REDACTED]さんのお母さんと話をしてきたんですけれども、何年ではなくて、何十年も前からこうやって使っているので、もうこれを[REDACTED]に戻すっていうこともできないし、とにかく場所が狭過ぎて、今でいう農機具が入れないというようなところですので、現状を宅地という形にして駐車場で利用したいということで、仕方ないなという話はしてまいりました。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第30号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)
それでは議案書6ページをお開きください。
農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
計5件でございます。
まず1件目でございますが、場所につきましては7ページの左側を御覧ください。
5-1で表示した場所になります。
北割1区、[REDACTED]の東1筆354.27m²になります。
6ページにお戻りください。
申請目的でございますが、駐車場用地。
理由でございますが、借受人は当地南側に飲食店を開業するため店舗の運営に必要な駐車場用地として当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、平成26年9月8日、農振除外が認可となっております。
農地区分につきましては3種、上下水道管埋設、近くに[REDACTED]、[REDACTED]ありということでございます。
続きまして2番でございますが、場所につきましては7ページの右側を御覧ください。
5-2で表示した場所になります。
先ほど4条申請の際に御説明させていただいた場所と一体的な利用を予定

している場所でございます。

下平区、[REDACTED]の南1筆 16 m²となります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地。

理由でございますが、譲受人は自宅の敷地内に自家用車の駐車場を設ける敷地がないことから以前より駐車場用地として当地を使用していたが、農地法の許可を受けないまま現在まで使用していたため、今回手続を取り引き続き駐車場用地として使用するため取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに[REDACTED]、[REDACTED]ありということでございます。

続きまして3番でございますが、場所につきましては8ページの左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の北西2筆、計553 m²になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが手狭になってきたことから住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は土地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和3年7月2日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見ております。

続きまして4番でございますが、場所につきましては8ページの右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の西1筆 162 m²になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

理由でございますが、譲受人は県外において発電事業を営んでおり、今回当地の東側の原野で太陽光パネルの設置を計画したが、資材置場兼メンテナンス場として一体的に使用するため当地を取得したい、譲渡人は土地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

図面の中で斜線部分が太陽光パネルを設置する場所となっております。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては 1 種、10ha 以上の一団の農地で、不許可の例外として一体として同一の事業の目的に供するもので第 1 種農地の面積が 3 分の 1 を超えないものの例外で見ております。

続きまして 5 番でございますが、場所につきましては 9 ページの左側を御覧ください。

5—5 で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED] の南 1 筆 1,599 m² になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅。

理由でございますが、譲受人は市内において [REDACTED] を営んでいるが、東伊那地区での住宅購入の要望が多いことから建売住宅事業を進めるため当地を取得したい、譲渡人は耕作の予定がないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 5 年 3 月 9 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見ております。

以上 5 件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

17 番 (中嶋 隆君)

1 番ですけど、6 月 7 日に現地を確認いたしました。

ここは、前のところに「店舗」って書いてありますけど、前にあった店を閉めてからずっと空き家になっていたんですけど、そこで店舗をやりたいということで、8m ぐらいの長さなんで問題ないというふうに思います。

12 番 (宮下 修君)

2 番の [REDACTED] さんっていうことですが、先ほど 4 条にも出てきました土地と一体となっているところなんですが、名義上は [REDACTED] さんの土地だということで、以前からもうここは先ほどの 4 条の土地と一緒に使用しているということで、2 人の間ではもう話合いがついていたということでございます。

[REDACTED] さんも、わしも高齢になったんで、ちょっともう土地のほうの関係を申請してそちらに譲りたいということで、2 人で話をして、現状のこのように駐車場に使いたいということですので、問題ないと思います。

6 番 (田村 晴男君)

3 番ですが、こちらの譲受人は中割きっての若い担い手で、今一番多くの土

地を耕作しているというような状態でございまして、家族も複数になってきて、だんだんうちも狭くなってきたということで、新築したいということです。

実家がすぐ近くにあるんですけれども、そちらにおばあちゃんと母親が2人で住んでおって、新しく住むにはちょっともう建て直しをしなきゃならんくらいの住宅だということで、思い切って新築したいということです。

実家のすぐ近くということで、「おーい」って言えば声が聞こえる範囲ありますので年寄りの面倒もしっかり見られるということと、中沢にはうちはまだないんですけども、もう既に小さいお子さんたちは [REDACTED] へ通わせておって、中沢に大きなハウスがいっぱい並んでいるところがあるんですけど、その中に1つ小屋を作って、昼間はそこで過ごしているというような状態の暮らしをしております。

それで、3年前の農振除外をして、すぐにうちを立てたかったところなんですけれども、コロナ騒ぎで資材が全然間に合わなくて、今やっと収まってきたということで、建築資材もいよいよ入ってくるということで建築に向けていきたいということで、いい人が入ってきてくれたなというふうに思っている次第であります。

以上です。

20番 (菅沼 佳彦君)

4番です。

地図上に縦に線があるんですけども、そこから道路までが急傾斜地になっています。

それで、現地は、その中間あたりに細長く平らなところがあって、譲渡人の理由にもありますように非常に管理が困難なところです。面積も小さいです。

周りの農地に対する影響は、上の段と、それから下は道路で、左側のほうは原野になっています。そういうことで周囲に対してほとんど影響はありませんので、問題ないと思います。

18番 (滝沢 久美子君)

5番です。

こちらの地図には住宅が隣にあるんですけど、そちらも小林工務店さんで建てられた住宅でして、それに隣接している今は何も作っていない田んぼなんですが、こちらの住宅も雨水も全部管理されていますので、大丈夫だと思います。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

会長 [「なし」と呼ぶ者あり]
(氣賀澤 道雄君)
議案第31号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

会長 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
(氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第32号 農用地利用集積計画の内容変更について(農地中間管理事業)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (高坂 貴和君)
議案書10ページをお開きください。
農用地利用集積計画の内容変更について(農地中間管理事業)を御説明し、御提案とさせていただきます。

5月の総会で承認いたしました農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)の中に農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号における所有権を有する者の2分の1を超える同意要件を満たさない農地が含まれていたため、農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を変更するものでございます。

内容変更後の農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和5年5月31日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田1,824m²、計1,824m²でございます。

貸手が1、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

11ページは利用権設定を変更する各筆の明細となっております。

1名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で1筆を貸し付けるということに変更となっております。

権利の種類につきましては御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第32号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第32号 農用地利用集積計画の内容変更について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第33号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (高坂 貴和君)
議案書12ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。
まず公告年月日でございますが、令和5年6月30日でございます。
期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが6,416m²、計6,416m²でございます。
貸手が2、借手が2です。
(2)番(3)番の表につきましてはお目通しいただき、13ページから14ページに個別の詳細が載っておりますので御確認をお願いします。
以上、御審議をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
推進委員の補足説明がありましたらお願ひいたします。——いいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第33号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第33号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
次に、
議案第34号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主査 (高坂 貴和君)
それでは議案書 15 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。
農用地利用集積計画総括表を御覧ください。
公告年月日でございますが、令和 5 年 6 月 30 日でございます。
期間の終期でございますが、5 年が田 1,498 m²、10 年が田 6,315 m²で、合計で 7,813 m²でございます。
貸手が 3、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。
16 ページが利用権設定をする各筆の明細となっております。
3 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 6 筆を貸し付けるということになっております。
長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある扱い手へ記載の内容で貸付予定でございます。
権利の種類につきましては、それぞれ御覧ください。
以上について御審議をお願いします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
地元推進委員の捕捉説明がありましたらお願ひいたします。——いいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 34 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 34 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
これにて令和 5 年第 6 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午後 3 時 3 分